

# 重要調整池維持管理基準

平成25年4月

兵 庫 県

## 目 次

第1章 総 則	1
1.1 適 用	1
第2章 維持管理基準	
2.1 巡視及び点検	1
2.2 維持管理	2
2.3 連絡体制	2
2.4 その他	2

# 第 1 章 総 則

## 1 . 1 適 用

この基準は、総合治水条例第 14 条に規定に基づき、重要調整池の流出抑制機能を維持するにあたり、重要調整池の管理者等が適正な管理を行うために必要となる事項を定めるものである。

### < 解 説 >

重要調整池の管理者等は、設置した重要調整池の有する流出抑制機能を確保するため、適切な維持管理を行わなければならない。

また、適切な維持管理を遂行するためには、重要調整池の管理者等は、あらかじめ「維持管理計画書」を作成し、計画書に基づいた適切な維持管理を行う必要があり、本編では、この「維持管理計画書」に基づいて実施すべき管理基準を示している。

# 第 2 章 維持管理基準

## 2 . 1 巡視及び点検

重要調整池の管理者等は、管理する重要調整池について、巡視及び点検を定期的実施すること。その他、豪雨等が発生した場合においては、その都度、巡視及び点検を実施するものとする。

### 解 説

(1) 重要調整池の管理者等は、巡視にあたり、下記の事項を点検し、その内容を記録しておくこと。

放流施設等の損傷、漏水の有無

放流施設の排水不良の要因となる障害物の有無

調整池内の堆砂状況

調整池護岸、堤体の損傷、漏水の有無

その他、洪水調整機能を阻害する要因の有無

(2) 重要調整池の管理者等は自主的に、必要な点検を行うこと。

## 2.2 維持管理

重要調整池の管理者等は、管理する重要調整池について、巡視及び点検により、異常が認められた場合においては、速やかに所要の措置、通報等を行うものとする。

### 解説

- (1) 点検により異常が認められる場合には、重要調整池の有する流出抑制機能が発揮されるよう、機能回復のための措置を速やかに行う。
- (2) 機能回復のための措置とは、施設の補修、修繕、堆積土砂の撤去、放流施設の清掃作業等があり、施設の状況に応じた適切な対応を行う。
- (3) 重要調整池の管理者が管理する施設以外の設備等に流出抑制機能を阻害する要因がある場合には、当該施設を管理する者に対し、改善措置等を行うよう通報する。

## 2.3 連絡体制

巡視及び点検により、異常が認められた場合において、速やかに関係機関と連絡調整が行えるよう、あらかじめ連絡網を準備しておくものとする。

### 解説

- (1) 緊急時における関係機関との情報伝達を迅速に行い、必要な措置が講じられるよう、あらかじめ緊急連絡網を整えておくこと。

## 2.4 その他

その他、重要調整池の管理者は、設置した重要調整池を適切に維持管理するために必要な措置をあらかじめ講じておくこととする。

### 解説

- (1) 堆積土砂の標高を確認するための設備、堆積土砂を浚渫するために必要な搬出路など、設置した重要調整池を適切に維持管理するために必要となる付属施設は、あらかじめ設置しておくこと。

### (参考)

管理用通路、オリフィス(放流孔)等の点検口、維持管理作業空間、転落防止施設、堆積土砂の搬出口、換気設備、照明設備 など